# 姫路市入札監視会議 議事概要(平成28年度第2回)

### 1 日時

平成29年2月7日 (火) 午後2時から午後4時まで

### 2 場所

姫路市役所 東館3階 東301会議室

#### 3 出席者

(委員)市川委員長 秋本委員 永井委員 井上委員 (姫路市)山田財政局長 福間財務部長 三河契約課長 他契約課3名

### 4 概要

(1) 建設工事発注状況等の説明

平成28年7月1日から平成28年12月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況並びに制度改正について事務局から報告

### <制度改正の概要>

① 姫路市契約規則、姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱 ア (平成28年7月1日改正)

平成28年度中に請負契約の締結及び払出しが行われる工事の前金払い について、一定の範囲内で使途を拡大する。

イ (平成28年10月27日改正)

ランダム係数を用いた最低制限価格の設定方法の導入(※)に伴い、必要な書類の様式やその取扱いを改める。

ウ (平成29年1月16日改正)

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金の請求権 に関する規定を整備する。

独占禁止法の規定に基づく課徴金納付命令を受けた場合や公契約関係競売等妨害や贈賄による刑を受けた場合の賠償金を増額する。

② 競争入札の参加資格等について (平成28年12月12日改正)

業者登録に「解体工事」の業種を追加するため、建設業法の改正内容を踏まえた経過措置を整備する。

※ ランダム係数を用いた最低制限価格の設定(平成28年10月17日導入)

入札手続きの透明性と公正性を確保するため、最低制限価格の算出方法を、 無作為に生成した係数を用いて算出する方法に変更する。

### 【主な質問・意見】

委員: ランダム係数はすべての工事に適用するのか。あるいは、同額 の入札者がいなければ適用の必要がないということか。

事務局: たとえ情報漏えいによって設計金額を知り得たとしても最低制限価格を特定できないようにし、職員への不正な働きかけの動機をなくするという狙いの制度である。なお、同額の入札があれば抽選となり、抽選自体は従前から公平に行っている。

委員: 1500 万円であれば1万円ほどの幅で変動するのか。この程度の幅では、不正な働きかけの動機をなくすほどの効果は見込めないのではないか。

事務局: ランダム係数へのご意見は、後の議題「入札・契約からの不正 行為の根絶・公正な競争の促進に向けた取組み」の中で伺いたい。

#### (2) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた井上委員から、抽出結果を 報告

## <抽出の概要>

- ・入札方式別に審議対象工事を無作為に抽出
- ・制限付一般競争入札(総合評価)については、全2件中1件を抽出
- ・制限付一般競争入札(価格競争)については、全211件中4件を抽出 内訳:土木・鋼構造・ほ装工事から3件、建築・その他工事から1件
- ・指名競争入札について、全272件中5件を抽出 (内訳:土木・鋼構造・ほ装工事から3件、建築工事から1件・その他工事から1件)
- (3) 抽出工事の説明及び審議 抽出された工事について審議
  - ア 制限付一般競争入札(総合評価)(仮称) 姫路市総合福祉会館改築(建築)工事【主な質問・意見】

特になし

### イ 制限付一般競争入札 (価格競争)

①関ノ口遺跡発掘調査工事

### 【主な質問・意見】

委員: 3者が同じ金額で入札していることについて見解はどうか。

事 務 局: 最低制限価格の算定式を公表している。積算基準や単価もほと んど公表されている。入札時には対象工事の金抜き設計書も開示 しているので、公表されている方法で単価を積み上げると、結果 として近似値に集約されていく。

委員: 過去 15 年間の発掘工事の実績を参加要件としているが、入札 参加は 6 者のみとなっている。姫路で 15 年間ならかなり多くの 発掘工事があるのではないか。

事務局: 日頃から発掘工事を施工し、慣れている業者が参加してきているようだ。

委員:遺跡調査はそれなりの技術を要する特殊な分野なのだろう。

事務局: そこで、総合評定値は同価格帯の一般的な土木工事と同じ点数 まで下げて、地域は市内全域まで広げ、そこから実績要件で絞り 込みをかけている。

## ②花田82号線道路新設(その2)工事

### 【主な質問・意見】

委員: この案件も最低制限価格を予測しやすい工事か。

事務局: 県などの大規模な工事と異なり、市の工事の場合は、定型的・ 一般的な工種で構成されることが多いので、公表された情報をも とに積算すれば、抽選が生じ得る。

委員: 総合評定値によるある意味でのハンデ付けがされているが、そ の根拠はどのようなものか。

事務局: 毎年度4月1日に「競争入札の参加者の格付け基準等について」 という告示を行い、総合評定値に基づく格付けのランクと、ラン クに応じた発注標準金額を公表している。

### ③幹第43号線電線共同溝整備工事

#### 【主な質問・意見】

委員: この案件はランダム係数が適用されている。たとえば3番の入

札参加者は、従来制度のままであれば有効な入札だったが、ランダム係数のために最低制限価格未満の無効となったという理解でよいか。

事務局: ご理解のとおり。

委員: 公表されている方法で最低制限価格を計算しても、ランダム係数のために無効となり得るということか。入札参加者も混乱するのではないか。

委員: ランダム係数を導入すること、最低制限価格が従来よりも上昇 し得ることなどは公表しているか。

事 務 局: 公表している。係数の分布を示したランダム係数表も公表して いる。

委員: 従来の最低制限価格を計算しながら、ある程度ランダム係数を 意識して、入札額を決めればよいということか。制度の内容を完 全に公表しているのであれば、透明性という意味では問題がない。

委員: 係数の幅の範囲内で金額がある程度限定されるので、あまり効果があるように思えない。

委員: ランダム係数への意見は後で伺いたい。

④姫路市立豊富中学校教室棟照明器具改修工事

### 【主な質問・意見】

委員: ランダム係数の有効性のためか、同額の入札はなく、ばらついている。

事務局: 実行予算を積んだ応札とみるか、ランダム係数を意識したとみるか、結果に対する見解は様々かと思う。

# ウ 指名競争入札

①豊富町神谷地内舗装本復旧工事

#### 【主な質問・意見】

委員: 1番や3番の入札者は、2・3年平均実績が低いように思う。 ほ装工事だけの実績か。

事務局: ほ装工事だけの実績である。2・3年平均実績が発注金額以上であることを選定条件にしている。あまりこの基準を高くすると、指名可能な業者が広範囲にわたったり、いなくなったりすることも起こり得る。基準をどこに置くかということ。

公共工事等の建設投資が減少局面にあった時期に、この基準を

下げて参加可能な業者を広める方が良いという考え方があった。 そうした方向性の中で、現在は発注金額の1倍という基準にしている。

#### ②谷外小学校運動場南側防球ネット設置工事

### 【主な質問・意見】

委員: 1回目に1番低く入札した者が3回目にも1番低く、結果として比較的高い金額で落札している。

事務局: この案件については入札の結果としか説明できないが、指名業者表を入札前に公表している部分を改善していく予定でいる。後の議題「入札・契約からの不正行為の根絶・公正な競争の促進に向けた取組み」の中で説明する。

委員: 入札参加資格欄に特殊工法欄「フェンス工事」とあるが、フェンス工事を行う業者というのがあるのか。また、地理的要件としてたくさんの校区があげられてるが、それでも7者に絞られたということか。

事務局: 土木工事の中で、例えば海の工事やフェンス工事など、いくつかの特殊工法を設け、その特殊工法に登録のあった業者の中からの選定としている。また、一般的な土木工事に比べて特殊工法は業者数が少ないので、ある程度は地理的に広がる場合がある。

委員: フェンス工事も登録業者数をもっと増やした方が、選定に幅が できるのではないか。

#### ③広畑19号線道路整備工事

## 【主な質問・意見】

委員: この案件も道路関係の工事か。積算ソフトを用い易く、最低制限価格付近で入札される案件のように思うが、結果は、予定価格付近で入札されている。見解はどうか。

事務局: 入札の結果としか説明できないが、比較的小規模な工事だと、 地元の校区を意識していて、地元以外の業者であれば施工しにく いというような実情が、若干、あるのかもしれない。

委員: ランダム係数が適用されている。ランダム係数は最低制限価格 ぎりぎりを狙う目的の不正な情報収集を未然に防止することに意 義があると思うが、この案件は高い入札金額だったので、結果的 には効果がなかったという見解か。 事務局: 結果論としてはそう言えるのかもしれない。

委員: ランダム係数を導入して間もないが、こうした案件が続くと、

これを見直そうとする議論も将来的にはあり得るか。

事務局: 後の議題「入札・契約からの不正行為の根絶・公正な競争の促

進に向けた取組み」の中でご意見を伺いたい。

④高浜小学校屋内運動場床改修工事

【主な質問・意見】

特になし

⑤ 姫路駅西側自由通路電灯設備改修工事

【主な質問・意見】

委員: 最低制限価格未満の入札が多い。工事内容の理解に必要な情報

は十分に示されていたのか。

事務局: 入札に際しては、図面・共通仕様書・特記仕様書・金抜き設計

書を配布している。疑問があれば質疑を受け回答している。それ

らを精査し、工事の内容を理解したうえで参加しているものと理

解している。

(4) 入札参加資格制限の措置状況

平成28年7月1日から平成28年12月31日までの間に入札参加資格制限措置を適用した延2者について、事務局から報告

【主な質問・意見】

特になし

(5) 指名停止の措置状況

平成28年7月1日から平成28年12月31日までの間に指名停止措置を 行った延19者について、事務局から報告

【主な質問・意見】

特になし

(6) 低入札価格調査

平成28年7月1日から平成28年12月31日までに行った低入札価格調査等について事務局から報告

【主な質問・意見】

委員: 工事完了分の「ふれあいの郷養護老人ホーム大規模改修工事」の 工事成績 70 点は標準的なものか。

事務局: 点数に応じて評価の幅がある。「秀・優・良・可・劣」の5段階で、本件の70点は真ん中の「良」に当たる。

(7) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告(苦情処理案件なし。) なし。再苦情処理案件なし。)

【主な質問・意見】

特になし

(8) 入札・契約からの不正行為の根絶・公正な競争の促進に向けた取組み 情報漏えい事件の経緯説明のうえ、入札・契約からの不正行為の根絶・公正 な競争の促進に向けた取組みについて、事務局から報告

#### <取組みの概要>

- ① 決裁過程等での情報漏えいの防止 設計価格などの機密情報を知り得る者を限定するなど、入札に関する情報 の機密性を高める。
- ② 指名競争入札の電子化

指名競争入札を紙入札から電子入札に変更するとともに、指名業者名の公表時期を「事前」から「事後」に改める。(平成29年4月から建設関連コンサルタント、同年10月から建設工事の各入札で実施)

- ③ ランダム係数を用いた最低制限価格の設定を継続実施 ランダム係数の幅について検討する。兵庫県電子入札共同運営システムで の実施に移行する。
- ④ 不正行為に対する賠償金の引き上げ 契約金額の10%から20%に変更する。(平成29年4月から実施)
- ⑤ 工事成績を活用した入札制度の整備 工事成績を評価項目とした総合評価落札方式による入札など、価格のみに 偏らない入札を拡充する。(平成29年度中に試行要領を策定し、順次実施予

#### 【主な質問・意見】

定)

委員: 指名業者名は、入札参加者にとって価値のある情報なのかどうか。

事務局: このたびの事件にかかわる工事は、すべて一般競争入札だったので、指名業者名を公表した状況下で入札を行ったものではない。

委員: 公表時期を入札後にすると、事前に聞き出そうとして、市の職員 に働きかけるような事件を誘発するかもしれない。

次に賠償金の引上げについて。悪いことをする人は、発覚をあまり想定していないだろうから、そのような人には効果が薄いかもしれない。

次に工事成績を活用した入札制度について。これは結構なことで、 工事の質が上がれば市民のためになると思う。

委 員: 指名業者名は、ホームページなどに掲載されているのか。

事 務 局: 契約課前の掲示板に掲示している。ホームページなどで積極的に 情報を拡散する方法はとっていない。

委員: 決裁過程の漏えい防止について、機密情報を知り得る者が、これ までは限定されていなかったということか。

事務局: 執行金額によって決裁権者が決まっており、執行金額が大きくなるほど決裁権者の身分が上位の者となる。その決裁過程で金額を知る者が増えていくということ。組織の意思決定の手続きとしては不自然ではないが、対策として金額そのものを知り得るものを限定させていきたい。

委員: 例えば4者の抽選になると、4人の中で誰が落札するか分からない。抽選はある意味では公平で、不正を防止できているという逆説的な考え方はどうか。抽選だけは不正の介入をしようがない。

事務局: 積算努力だけでなく、不正に入手した情報を基にした入札額で抽 選の対象になっていたことが今回、問題となっている。

委員: 設計金額がはっきりしていれば、情報をいくら不正に入手しても 意味がない。最低制限価格が正確に計算できて、その条件下での競 争になるし、抽選になれば確率の問題だから。そうすると、入札の 意味が無くなってしまうのかもしれないが、少なくとも不正は防止 することができる。

事務局: 従来は、正確に積算ができるのであれば、抽選は公平で問題がないとの整理をしていたが、このたびの事件による問題点、不正な方法で入手した情報をもとに抽選の対象に入ってくるということである。

入札結果からの抽選の多発自体が不自然との視点から、情報が漏 えいしているのではないかという問題提起もあった。そうした経緯 も踏まえ、入札の時点では誰にも最低制限価格が分からないような 制度にした。

価格を事前に公表したうえで入札し、その中から抽選という方法 も、ある意味では公平という考えがあるが、そうすると入札の意味 がなくなりそれで良いのかという別の問題が出てくる。

委員ご指摘のとおり、ランダム係数の幅が狭ければ、狭い範囲での変動になるため、設計金額を不正な方法で入手する者があれば、やはり有利ではないかという考え方もある。一方で、正確に積算をしても、係数のために失格になってしまうということも起こり得る。係数の幅によっては、両方の相反する効果がもたらされるので、バランスをどうとるかいうこと。バランスを考慮して当初は係数を0.1%としていたが、不正防止の効果を優先する立場から、0.1%では幅が狭いのではないかという意見も出てきている。

委員: 試みとしてはよいのではないか。いろいろな方法が考えられるので、実際に運用をしながら、改善すべき点は改善し、効果のある方法を考えていけばよいのではないか。

委員: 入札制度そのものの根本の問題だ。

事務局: ランダム係数を適用すると、係数の幅にくれば落札の可能性がでてくる。従前は、最低制限価格そのもののラインに来た人だけで抽選していたが、幅を設定して、その幅に来れば誰かが落札という概念になっている。

委員: 0.1%の範囲内であれば、相当の確率で予測は可能だろう。ただ、 ランダム係数は一つの策であって、不正防止対策の全てというわけ ではない。

委員: 実際の効果は薄いと思うが、対策を導入しているという内容としては説得的である。

委員: 係数の幅を広げると、ランダム係数がなければ受注していたかも しれない者の数が増え、公平性が損なわれる可能性があるのではな いか。

委員: 確かに、積算根拠によるのではなく、最低制限価格を特定できな いようにするためだけの係数だから。

委員: プラス面はあるが、積算努力が報われないかもしれない負の側面 もかなりあるのではないか。

事務局: 最低制限価格の基準は、担い手不足解消やダンピング防止といった国の方針に沿いながら、上昇を続けてきているので、積算という

意味での企業努力は、ランダム幅にくれば許容できる範囲ではないかという考え方もある。そうした前提のもと、不正防止を重視した結果としての制度といえる。

委員が先ほどから効果が薄いというのは、不正防止の効果のこと か。

委員: 最低制限基本価格の計算式が公表され、係数の範囲も 0.1%まで と公表されているので、例えば1千万円なら1万円の範囲内で調整 しようと考えるのではないか。

事 務 局: そのような実効性を考慮して、係数の範囲は広げる事も考えている。

委員: 積算して計上した、いわば正規の金額に、例えば材料費などを高くするのではなく、不正防止のための係数で金額を上乗せするのは、 そもそも趣旨が異なるように思う。

事 務 局: 本来はコンプライアンスの問題に制度で対応しようとするところ に限界があるので、ある程度いたしかたのない部分なのかなと考え ている。

委員: 僅かな変動幅だとある程度の予測が可能なので、従前とあまり変 らないのかなと個人的には考える。一方で、まじめに積算努力をし た者に対するマイナスの側面の意見もある。

ただ、事件を踏まえた対応を、対外的に分かりやすく説明することも重要なことであり、そういう意味では説得的な対策といえる。

委員: ランダム係数の趣旨を極端に表すと、たとえ設計金額が漏えいし たとしても意味がなく、実害がないということか。

事務局: 情報漏えいの事件が起きたので、情報を取得することの意味を無くし、不正を防止するための対策である。

委員: 他の発注機関の導入状況はどうか。

事務局: 県内では、たつの市と本市。兵庫県も導入している。全国的な導入状況は、都道府県で7、政令市で6、中核市で6。様々な設定方法があり、最低制限価格の上下で幅を設定するところもあれば、本市のように上だけに幅を設定するところもある。係数の幅は1%が最も多く、0.5%も多い。中には3%のところもある。

根本的に言うと、最低制限価格の算定式を公表すると、情報を不 正に入手すれば有利に働く。そこが今回の事件でも問題とされてい るところである。

最低制限価格の算定式を公表しなければよいかもしれないが、無

効と有効の重要なラインなので、恣意的な操作を行っていないという説明責任を果たす必要がある。その点を考慮して姫路市を始め多くの市町、都府県が最低制限価格の算定式を公表している。

算定式を公表したうえで、入札時に最低制限価格が分からないようにしようとすると、誰にもコントロールできないランダム係数に行き着くのかと思う。

委員: 賠償金の引上げについて、このたびの事件の業者に対しても、賠償金を請求したのか。

事 務 局: 請求済みである。一度にかなりの金額を請求する。抑止力として、 10%から20%に引き上げるが、委員の言われるとおり、不正をする 者はそのようなペナルティを意識しないのかもしれない。契約約款 には明記しているが。

委員: 不正をする者は、発覚しないことを前提としている。ランダム係数を導入しているから、漏えい情報には意味がない。そちらの方を広く公表すれば、不正をしてまで情報を取得するメリットがないという意味での抑止力が、一般論としては成り立ち得るかもしれない。人間が作るものだから、パーフェクトなものは、なかなか難しい。コンプライアンスにしてみても、やはり人間が作る制度でしかないものだから、なかなか難しいものだ。

# 5 その他

- (1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について 秋本委員に決定。
- (2) 次回の定例会議の開催について 次回の定例会議は、平成29年8月に開催することに決定。